**千葉市建設工事等の予定価格等の公表に関する事務取扱要領**

（目的）

第１条　この要領は、入札契約制度の公正かつ適正な執行を推進し、入札等のより一層の透明性を確保するため、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）の予定価格、最低制限価格及び調査基準価格（以下「予定価格等」という。）の公表に関し必要な事項を定める。

（公表対象）

第２条　予定価格等の公表の対象は、競争入札及び地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第１号に規定する随意契約により契約する建設工事等とする。

（公表金額の表記）

第３条　予定価格等の金額は全て消費税及び地方消費税を除いた金額とする。

（公表時期及び内容）

第４条　予定価格は、落札者を決定した日から公表すること（以下「事後公表」という。）

とし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第１０条に規定する予定価格とする。

２　建設工事等の入札又は見積りが不調となったものを再度発注する場合において、市長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、予定価格は建設工事等を発注した日から公表すること（以下「事前公表」という。）ができるものとする。

３　第１項又は前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、予定価格を事前公表とすることができるものとする。

４　最低制限価格の公表時期及び内容は以下のとおりとする。

（１）最低制限価格を設けることについては、建設工事等を発注した日から公表する。

（２）最低制限価格は、事後公表とし、算定方法は千葉市建設工事最低制限価格運用要領第４条及び千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託最低制限価格運用要領第４条に定める。

５　調査基準価格の公表時期及び内容は以下のとおりとする。

（１）調査基準価格を設けることについては、建設工事等を発注した日から公表する。

（２）調査基準価格は、事後公表とし、算定方法は千葉市建設工事低入札価格取扱要領第３条及び千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領第３条に定める。

（公表方法）

第５条　公表は、次の各号に定めるいずれかの方法により行うものとする。

（１）　公告又は公示

（２）　千葉市契約課ホームページにおける公開

（３）　入札調書又は見積調書

（４）　その他必要と認めて定める方法

（公表期間）

第６条　公表は、次の各号に掲げる価格により、それぞれ当該各号に定める期間において行うものとする。

（１）　予定価格　落札者を決定した日から翌々年度が終了する日まで

（２）　最低制限価格及び低入札価格調査基準価格　落札者を決定した日から翌々年度が終了する日まで

（補足）

第７条　この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

１　この要領は、平成１５年４月１日から施行する。ただし、この要領による規定は、平成

１５年度予算にて執行する契約に適用する。

２　設計金額の事前公表の試行に関する事務取扱要領（平成１２年７月１日実施）は廃止する。

　　　附　則

　この要領は、平成１６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年４月１０日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年１０月１６日から施行する。ただし、この要領による改正後の予定価格等の公表に関する事務取扱要領第４条及び第５条の規定は、この要領の施行の日以降に発注される電子入札により執行される建設工事等について適用し、それ以外の建設工事等については、なお従前の例による。

　　　附　則

　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事等について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事等については、なお従前の例による。

附　則

　この要領は、平成２３年４月７日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年６月２７日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付する建設工事等について適用し、同日前に公告する又は交付する建設工事等については、なお従前の例による。